

■ 景観形成チェックリスト（大規模行為）

※基準を適用する区域を  で表示

| 項目 | 景観形成基準 | 景観区域 | | | | | | | 配慮事項 | |
|--------|--------|---|--|----------|----------|--------|---------|------------|--------|------------|
| | | 大和青垣景観区域 | 自然景観区域 | 平地の里景観区域 | 山間の里景観区域 | 都心景観区域 | 市街地景観区域 | 西北部住宅地景観区域 | | 歴史的な風土景観区域 |
| 共通 | 1 | 景観区域・景観軸の景観形成方針に基づいた計画・設計を行い、周辺景観との調和に配慮すること。 | | | | | | | | |
| | 2 | 『奈良市眺望景観保全活用計画』に定める「重点眺望景観」を阻害しない配置・規模、形態・意匠とすること。 | | | | | | | | |
| 配置・規模 | 3 | 威圧感・圧迫感の軽減や道路等からの見え方、町並みやスカイラインの連続性の確保等に配慮した配置・規模とすること。 | | | | | | | | |
| | 4 | 現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避けること。 | | | | | | | | |
| | 5 | 農地の広がり感を阻害しないこと。 | | | | | | | | |
| | 6 | 長大な壁面となる場合は、適度な凹凸や色彩の濃淡による壁面の分節化などにより、圧迫感の軽減および単調な壁面とならない措置を講ずること。 | | | | | | | | |
| | 7 | 周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。 | | | | | | | | |
| 形態・意匠 | 8 | 奈良らしい伝統的なデザインをモチーフに取り入れた形態・意匠とすること。 | | | | | | | | |
| | 9 | 道路に面する屋根は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を生かした形状とすること。 | | | | | | | | |
| | 10 | 道路に面する開口部は、周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。 | | | | | | | | |
| | 11 | 屋上設備や塔屋は、ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げによる突出感の軽減など、道路等からの見え方に配慮すること。 | | | | | | | | |
| | 12 | 配管やダクト類等の壁面設備や室外機等は、道路等に露出して設置しないこと。やむを得ない場合は、外壁面と同色仕上げや緑化による遮蔽などの措置を講ずること。 | | | | | | | | |
| | 13 | 道路に面するバルコニーは、建築物と一体的な意匠とし、道路等から洗濯物や設備等が直接見えない措置を講ずること。 | | | | | | | | |
| | 14 | 道路に面する屋外階段は、建築物との一体化やルーバーによる覆いなどの措置を講ずること。 | | | | | | | | |
| | 15 | 屋根や外壁に太陽光発電設備を設置する場合は、建築物との一体化等により道路等からの見え方に配慮するとともに、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。 | | | | | | | | |
| | 色彩・材料 | 16 | 屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表1に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。 | | | | | | | 基準 1-① |
| | | 17 | 各面見付面積の20分の1未満については、アクセント色として別表1に示す色彩基準の範囲外の色彩を使用することができる。ただし、この場合、色数は3以下とし、高さ15mを超える部分には用いないこと。 | | | | | | | 基準 1-① |
| 18 | | 多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。 | | | | | | | 基準 1-② | |
| 19 | | パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。 | | | | | | | 基準 1-③ | |
| 20 | | 外壁に使用する主要な材料・仕上げは、光沢のないものとする。 | | | | | | | 基準 1-④ | |
| 緑化・外構等 | 21 | 駐車場や駐輪場は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺の景観との連続性に配慮すること。 | | | | | | | 基準 1-⑤ | |
| | 22 | 夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。 | | | | | | | 基準 1-⑥ | |

■ 景観形成チェックリスト（大規模行為）

※基準を適用する区域を■で表示

| 項目 | 景観形成基準 | 景観区域 | | | | | | | | 配慮事項 |
|---|--|----------|--------|----------|----------|--------|---------|------------|------------|------|
| | | 大和青垣景観区域 | 自然景観区域 | 平地の里景観区域 | 山間の里景観区域 | 都心景観区域 | 市街地景観区域 | 西北部住宅地景観区域 | 歴史的な風土景観区域 | |
| 工作物の建設等 | 23 外観の色彩は、別表1に示す色彩基準に適合すること。 なお、高压鉄塔・携帯基地局設備等は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 ・高压鉄塔・野立ての携帯基地局設備：5YR 2/1.5程度 ・屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。 | 基準1-① | 基準1-① | 基準1-② | 基準1-② | 基準1-③ | 基準1-④ | 基準1-④ | 基準1-① | |
| | 24 地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による修景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。 | | | | | | | | | |
| 開発行為 土地の形質の変更等 | 25 地形の変更を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。 | | | | | | | | | |
| | 26 擁壁は、周辺景観と調和した形態・材料を用いること。 | | | | | | | | | |
| | 27 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。 | | | | | | | | | |
| | 28 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。 | | | | | | | | | |
| | 29 土石の採取等は整然と行い、必要に応じて緑化や塀の設置等により周辺景観と調和させること。 | | | | | | | | | |
| 30 土石の採取等の跡地は、在来種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を速やかに行うこと。 | | | | | | | | | | |
| 物件の堆積 | 31 整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。 | | | | | | | | | |
| | 32 緑化による遮蔽・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。 | | | | | | | | | |